

質問者	通告 2 番 3 番 熊田 和人 議員	通告時間 40分
		答弁者 町 長
質問事項	市街化調整区域内の建物について問う	
要 旨	<p>大井町は環境・景観において大変優美なところであり、富士山とのコラボレーションは目を見張るものがあるが、景観を損ねている建造物も存在している事実もある。西大井地内のひかりの里の西北側に現在、建設会社の建物となっている建造物があるが、そもそもその建物は農業用作業場・倉庫として建造したと聞いているが何故か使用目的以外の建設会社の使用となっている。このことを踏まえ以下4点について伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この建物は平成6年5月に建てられたものだが、当時から問題が上がっていたと聞いているが、これまでの経緯を伺う。</li> <li>2. 過去に農業委員会の対応はどのようなことをされたのか。</li> <li>3. 平成29年12月に所有権が建設会社に移転しているが、使用目的が農業用ではなく、建設資機材等の置き場として使用していることが外観から分かる。町としてこの事例は適法なのか伺う。また違法ということであれば対応はどのようにされてきたのか。</li> <li>4. この建設会社は、町の入札参加業者であり町発注の工事も行っている業者であるが、違法な建物使用であれば、指名停止も行っていかなければならないと思うが、見解を伺う。</li> </ol>	